３.保険・年金

保険年金課（TEL:0823-25-3151）

(1) 健康保険

日本に住民票がある人は，国籍に関係なく公的医療保険に加入することになります。
医療保険には，大きく分けて会社などで入る「健康保険」と，市役所で入る「国民健康保険」，７５歳以上の人が入る「後期高齢者医療制度」の３種類があります。
医療保険に入ると，「保険証（健康保険被保険者証）」が渡され，保険料を納める必要がありますが，病気やけがで病院にかかったときに，病院の窓口で支払う費用が医療費の３割（所得や年齢によっては，１割か２割）となります。

〈国民健康保険〉
加入条件
呉市に住民票がある人で，生活保護を受けていない人，会社などの健康保険に加入していない人，後期高齢者医療制度に加入していない人

３.保险・养老金

保险年金课（TEL:0823-25-3151）

(1) 健康保险

在日本有居民卡的人，不论国籍，都可以加入公共的医疗保险。
医疗保险可以分为三大部分，从公司等加入的「健康保险」和，从市政府加入的「国民健康保险」，75 岁以上的人加入的「后期高龄者医疗保险制度」。
加入了医疗保险，发给「保险证（健康保险被保险者证）」，有必要交纳保险费，生病或受伤时，去医院，在医院窗口支付的费用为医疗费的 30%（根据所得或年龄，支付 10%或 20%）。

〈国民健康保险〉
加入条件
在吴市有居民卡的人，没有接受生活最低保障的人，没有加入公司等的健康保险的人，没有加入后期高龄者医疗制度的人

届出
次のときは，必ず１４日以内に保険年金課か各市民センターで手続きをしてください。

こんなとき		必要なもの
加入する	呉市に転入する	☑在留カード
	子どもが生まれた	☑母子健康手帳
	会社などの健康保険をやめた	☑健康保険資格喪失証明書（会社からもらいます）
	生活保護が停止された	☑生活保護廃止（停止）決定通知書
やめる	呉市外に転出する	☑保険証
	他（会社など）の健康保険に入った	☑国民健康保険と他の健康保険の両方の保険証
	死亡した	☑保険証
	生活保護が開始された	☑生活保護開始決定通知書 ☑保険証
そのほか	住所・氏名などが変わった	☑保険証
	就学のため転出する	☑在学証明書 ☑保険証
	保険証をなくした	☑在留カード

※届出する人の「在留カード」，「マイナンバーが確認できる書類」が必要です。

报告

以下情况，请务必 14 天以内，在保险年金课或各市民中心办理手续。

报告时间		需要的证件・资料
加入	转入吴市时	☑ 在留卡
	孩子出生时	☑ 母子健康手册
	公司的健康保险被停止时	☑ 健康保险资格丧失证明书（可从公司取得）
	最低保障生活被停止时	☑ 最低保障生活废除（停止）决定通知书
停止时	迁出吴市时	☑ 保险证
	加入其他（公司等）的健康保险	☑ 国民健康保险和其他的健康保险的双方的保险证
	死亡时	☑ 保险证
	最低保障生活开始时	☑ 最低生活保障开始决定通知书 ☑ 保险证
其他	地址・姓名等发生变化时	☑ 保险证
	因就学迁出	☑ 在学证明书 ☑ 保险证
	保险证丢失时	☑ 在留卡

※报告人需要「在留卡」，「个人编号卡等可确认本人的证明证件」。

保険料

国民健康保険に加入する人は，必ず保険料を納めなくてはいけません。

保険料は，銀行などを通じて自分で納めます。市役所から送られてくる「納付書」をコンビニエンスストアや銀行，郵便局などに持参して納付する方法と，銀行や郵便局の「口座振替」で納付する方法があります。

保険料の減免

災害や特別な事情で生活が著しく困難になり，保険料を払うことが難しい場合は，保険料を減免できる場合がありますので，相談してください。

保険年金課 ☎：0823-25-3153

保険料を滞納した場合

保険料を滞納すると，「保険証」を返還し，代わりに「被保険者資格証明書」が交付されます。その間は一旦医療費が全額自己負担になります。また，滞納すると，年金・給与・預金等の財産を差し押さえられることがあります。滞納のないよう保険料をきちんと納めましょう。

給付

「保険証」を提示して医療を受けるときの医療費の負担

未就学児　：２割
70 歳未満　：３割
高齢受給者(70 歳以上 75 歳未満)
　：２割か３割（所得などによって異なります。）

保险费

加入国民健康保险的人，必须缴纳保险费。

自己通过银行等缴纳保险费。有用市政府寄给的「缴费单」在便利店或银行，邮局直接缴纳，以及利用银行或邮局的「账户自动转账」缴纳的方法。

保险费的减免

因有灾害或特别事情，生活上有显著困难，支付保险费困难时，保险费有被减免的可能，请进行协商。

保险养老金课 ☎：0823-25-3153

保险费发生滞纳时

滞纳保险费时，会被要求退还「保险证」，作为替代发给「被保险者资格证明书」。这期间每次的医疗费都全额自己负担。另外，保险费滞纳，会造成，养老金・工资・存款等财产冻结。请不要滞纳保险费，认真缴纳保险费。

付给

接受医疗时，提供「保险证」后的医疗费负担额

学龄前儿童　：20%
70 岁以下　：30%
高龄人士(70 岁以上 75 岁未满)
　：20%或 30%（根据所得不同而不同）

高額療養費の支給（申請が必要です）

病院や薬局の窓口で支払った額が，１か月で一定額を超えた場合に，その超えた額が支給されます。時効は２年です。自己負担の限度額は，保険加入者の年齢や，所得によって異なります。

※高額療養費支給に該当する人には，お知らせ（通知）を送付します。
お知らせが届くのは，診療月から早くて３か月かかります。

出産育児一時金の支給

被保険者が出産したとき，出産に必要な費用の負担を軽減するために支給されます。
支給額：１児につき 42 万円（産科医療補償制度に加入している分娩機関で出産された場合）
届出は　保険年金課 ☎：0823-25-3154

〈後期高齢者医療制度〉

広島県内に居住する７５歳以上の人は，後期高齢者医療制度に加入することになります。
手続きの必要はありません。保険証は，７５歳の誕生月の前月末日までに郵送します。

また，６５歳以上７５歳未満の一定程度の障害がある人も，申し込むことでこの保険に入れます。
届出は　保険年金課 ☎：0823-25-3156

(2) 公的年金制度

公的年金には 2 種類あり，日本国内に住所のあるすべての人の加入が義務付けられています。

高额疗养费的付给（必须申请）

在医院或药局的支付额，1 个月超过一定金额时，超出金额将会被退回。有效期 2 年。自己负担的限度金额，因保险加入者的年龄或所得收入不同而不同。

※给，本应该支付高额疗养费的人寄送（通知）。
通知寄到的时间，最快也要到，诊疗月之后 3 个月。

婴儿出生一次性补助金

被保险者生育婴儿时，为减少婴儿出生时必要的负担，而支给的费用。
支给金额：1 个孩子 42 万日元（在加入产科医疗补偿制度的单位分娩时）
办理处　保险养老金课 ☎：0823-25-3154

〈后期高龄医疗制度〉

在广岛县内居住的 75 岁以上的人士，加入后期高龄者医疗制度。
不需要办理手续。保险证在 75 岁生日的前一个月底寄到。

另外，65 岁以上 75 岁未满的人士，由申请可加入该制度。
办理处　保险养老金课 ☎：0823-25-3156

(2) 公共养老金制度

公共养老金有两种，在日本国内有住所的人全部有义务加入。

制　度	説　明
国民年金	日本国内に住む 20 歳以上 60 歳未満のすべての人
厚生年金	厚生年金の適用を受ける会社に勤務し，加入要件を満たす人

制　度	说　明
国民养老金	在日本国内居住的 20 岁以上 60 岁未满的所有的人
厚生养老金	在厚生养老金适用的公司工作，符合参加条件的人

〈国民年金〉

国民年金は，高齢者や障害者になったときや亡くなったときなどに，年金がもらえる制度です。
日本に住んでいる２０歳以上６０歳未満の人で，「厚

〈国民养老金〉

国民养老金是指，成为高龄人士或伤残人士或死亡等情况，取得养老金的制度。
在日本居住的 20 岁以上 60 岁未满的人，没有加

生年金」に加入していない人は，「国民年金」に入る必要があります。
届出は　保険年金課　☎：0823-25-3157
　　各市民センター
　　呉年金事務所 ☎：0823-22-1691

保険料
国民年金の保険料は一律で，月額16,590円（令和4年度）です。
保険料をまとめて前払いすると，保険料が割引になります。保険料は，納付書による現金払い，口座振替，クレジットカード払いができます。

保険料の免除
収入がない人や少ない人は，申請すると「国民年金」の保険料が，免除や猶予されます。
また，学生は，在学期間中の保険料の支払いが猶予され，後払いすることができます。

脱退一時金
次の①～⑥すべてに当てはまる外国人は，帰国後2年以内に手続きをすれば，「脱退一時金」を請求することができます。

①日本国籍を有していない。
②「国民年金」または「厚生年金」の保険料を6か月以上払った。
③保険料を払った期間が10年未満である。
④日本に住所がなくなった。
⑤会社が厚生年金保険資格喪失の手続きを行った。
⑥「障害年金」※をもらっていない
　※障害年金とは「国民年金」や「厚生年金」に加入していて，病気やケガで体に障害が出た人がもらうお金（年金）

(3) 介護保険

介護保険課（TEL:0823-25-3136）

「介護保険」制度は，40歳以上の人が保険料を払い，介護が必要と認定された場合には費用の一部を支払って，サービスを利用できるしくみです。

加入対象者
日本に住民票がある，４０歳以上６５歳未満の医療保険に加入している人，および６５歳以上の人は，国籍に関係なく，住民票がある市町村の介護保険に加入することになります。

入「厚生养老金」的人士，有必要加入「国民养老金」。
办理处 保险养老金课 ☎：0823-25-3157
　　各市民中心
　　吴养老金事务所 ☎：0823-22-1691

保险费
国民养老金的保险费一律每月 16,590 日元（令和４年度）。
提前一笔支付保险费，保险费的金额会被减少。
根据缴费单可用现金支付，账户自动转账，信用卡支付。

保险费的减免
没有收入的人或收入很少的人，经申请「国民养老金」的保险费可以免除或暂缓支付。
另外，学生在学习期间，保险费的支付可以暂缓，以后再付。

退出一次性补助金
满足以下全部的①～⑥的外国人，回国后 2 年之内，如办理手续，可申请「退出一次性补助金」。

①没有日本国籍。
②支付了「国民养老金」或「厚生养老金」的保险费6个月。
③保险费支付的期间不满10年。
④在日本没有住所。
⑤在公司办理了厚生养老金的资格丧失手续。
⑥没有领取「伤残保障养老金」※
　※伤残保障养老金是指，加入了「国民养老金」或「厚生养老金」，因疾病或伤残身体出现残障的人，领取的养老金。

(3) 看护保险

看护保险课（TEL:0823-25-3136）

「看护保险」制度是指，40 岁以上的人士，支付了保险费，经认定有必要被看护时，利用服务时，一部分的费用给与支付的制度。

加入对象
在日本有居民卡的人，40 岁以上 65 岁未满的加入了医疗保险的人，以及65岁以上的人，和国籍无关，加入居民卡所在的市町村的看护保险。

介護保険課 ☎：0823-25-3136

保険料
４０歳以上６５歳未満の人は医療保険と合わせて保険料を払います。
６５歳以上の人は，個別に介護保険料を払う必要があります。加入者本人および世帯の課税状況や，前年中の所得などに応じて，納める保険料が決まります。保険料は３年ごとに見直されます。
介護保険課 ☎：0823-25-3176

保険料の減免
災害や特別な事情で生活が著しく困難になり，保険料を払うことが難しい場合は，保険料を減免できる場合がありますので，相談してください。
介護保険課 ☎：0823-25-3176

保険料を滞納した場合
介護サービスを利用できる人は，介護保険料を納めた人（４０歳以上６５歳未満は医療保険に入っていた人）です。介護保険料を納めていなかった人が介護保険サービスを利用する場合は，サービス事業者に支払う金額が高くなります。滞納のないよう保険料をきちんと納めましょう。
介護保険課 ☎：0823-25-3176

介護保険サービスを利用するためには
介護保険サービスを利用できる人は，６５歳以上の人または加齢が原因とされる病気（特定疾患）のある４０歳以上６５歳未満の人です。
介護保険サービス利用の流れは，次のとおりです。

① 呉市に「要介護（要支援）認定」の申請を行い，審査を受けます。
介護保険課 ☎：0823-25-3175

② 認定されると，一人一人に合わせた介護サービス計画（ケアプラン）が作成され，デイサービス，ホームヘルプ，ベッドの貸し出し，住宅改修，施設入所などのサービスを利用料の 1 割～3 割の負担で受けることができます。
介護保険課 ☎：0823-25-2626

看护保险课 ☎：0823-25-3136

保险费
40 岁以上 65 岁未满的人，和医疗保险一起支付保险费。
65 岁以上的人有必要单项支付看护保险费。根据加入人本人及家庭的课税状况或前一年的收入状况决定保险费。保险费每 3 年修订一次。
看护保险课 ☎：0823-25-3176

保险费的免除
因为灾害或特别的情况，造成生活显著困难，支付保险费有困难时，请就保险费的减免进行商谈。
看护保险课 ☎：0823-25-3176

看护保险费发生滞纳的情况
可以利用看护服务的人是指，缴纳看护保险费的人（40 岁以上 65 岁未满加入医疗保险的人）。没有缴纳看护保险的人，要想利用看护服务时，必须向提供服务的单位支付高额的费用。请不要滞纳保险费，认真缴纳保险费。
看护保险课 ☎：0823-25-3176

为了利用看护保险服务
可以利用看护保险的人是指，65 岁以上的人或 40 岁以上 65 岁未满老化病变的人。
利用看护服务程序如下所述。

① 向吴市提出「要看护（要支援）认定」申请，经审查批准后接受服务。
看护保险课 ☎：0823-25-3175

② 被认定后，针对每个人订立看护服务计划，（照顾计划），日托，在宅帮助，出借护理床，住宅的改建，老人院的入院等施设入所等服务，利用费用可以按 10%～30%的负担来支付。
看护保险课 ☎：0823-25-2626